

佐川町地域防災計画

【資料編】

佐川町防災会議

佐川町地域防災計画

【資料編】

令和4年3月

目 次

1	防災関係機関・施設	1
	資料 1 防災関係機関・団体等一覧	1
	資料 2 指定避難所一覧	4
	資料 3 指定緊急避難場所一覧	5
	資料 4 福祉避難所一覧	7
2	条例等	8
	資料 5 佐川町防災会議条例	8
	資料 6 佐川町災害対策本部条例	10
3	協 定	11
	資料 7 応援協定等一覧	11
	資料 8 高知県消防防災ヘリコプター支援協定	12
	資料 9 佐川町と越知町の消防相互応援協定書	14
	資料 10 高知県内市町村災害時相互応援協定	15
	資料 11 高知県内広域消防相互応援協定	17
4	消防・水防	20
	資料 12 高吾北広域町村事務組合消防本部組織図	20
	資料 13 消防団組織及び分団管轄区域	21
	資料 14 水位観測所及び雨量観測所	22
5	輸 送	23
	資料 15 緊急輸送道路（第 1 次、第 2 次、第 3 次）	23
	資料 16 緊急用ヘリコプター離着陸場	24
	資料 17 緊急通行車両の標章及び確認証明書	24
6	災害危険箇所	27
	資料 18 地すべり防止区域（国土交通省所管）	27
	資料 19 急傾斜地崩壊危険区域（国土交通省所管）	28
	資料 20 山腹崩壊危険地区（林野庁所管）	29
	資料 21 崩壊土砂流出危険地区（林野庁所管）	31
	資料 22 ため池危険地区（農村振興局所管）	33
	資料 23 地すべり危険地区（農村振興局所管）	33
	資料 24 道路危険箇所（県管理）	34

資料 25	県が定める重要水防区域	38
資料 26	砂防指定地	40
資料 27	浸水想定区域内・土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設一覧	42
7	様式	43
様式 1	公用負担権限委任証明書	43
様式 2	公用負担証	43
様式 3	水防活動実施報告(速報)	44
様式 4	水防活動実施調査表	45
様式 5	水防活動実施報告書	46
様式 6	被災証明書	47

1 防災関係機関・施設

資料 1 防災関係機関・団体等一覧

1 町

名 称	所 在 地	電話番号
佐川町役場総務課	佐川町甲 1650-2	0889-22-7700
佐川町教育委員会	佐川町甲 356-2	0889-22-1110
佐川町農業委員会	佐川町甲 1650-2	0889-22-7710
佐川町立学校給食共同調理場	佐川町甲 1669-1	0889-22-1245
佐川町立高北国民健康保険病院	佐川町甲松崎 1687	0889-22-1166
佐川町立高北国民健康保険病院附属黒岩診療所	佐川町黒原 7708-1	0889-22-9161
佐川町立高北国民健康保険病院附属尾川診療所	佐川町本郷耕 1928	0889-22-1165
デイケアセンターさくら荘	佐川町甲 1688-1	0889-22-0101
佐川町デイサービスセンター斗賀野荘	佐川町中組 50-1	0889-22-1822

2 県

名 称	所 在 地	電話番号
県危機管理部危機管理・防災課	高知市丸ノ内 1-2-20	088-823-9320
県危機管理部南海トラフ地震対策課	高知市丸ノ内 1-2-20	088-823-9317
県危機管理部消防政策課	高知市丸ノ内 1-2-20	088-823-9318
中央西土木事務所越知事務所	越知町越知甲 2228-1	0889-26-1161
中央西福祉保健所	佐川町甲 1243-4	0889-22-1240
中央西農業振興センター	土佐市高岡町乙 3229 土佐合同庁舎内	088-852-7266
中央西農業振興センター 高吾農業改良普及所	佐川町甲 1650-1	0889-22-1175
中央家畜保健衛生所	土佐市高岡町乙 3229	088-852-7730
須崎林業事務所	須崎市西古市町 1-24	0889-42-2371

3 指定地方行政機関

名 称	所 在 地	電話番号
四国財務局高知財務事務所	高知市栄田町 2-2-10	088-822-9177
中国四国農政局高瀬農地保全事業所	佐川町甲 1591-2F	0889-20-0201

四国森林管理局嶺北森林管理署	本山町 850	0887-76-2110
四国経済産業局	香川県高松市サンポート 3-33	087-811-8900
四国運輸局高知運輸支局（大津庁舎） 輸送・監査部門	高知市大津乙 1879-1	088-866-7311
高知地方気象台	高知市本町 4-3-41	088-822-888
国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所 佐川国道維持出張所	佐川町丙 3587	0889-22-1022

4 自衛隊

名 称	所 在 地	電話番号
陸上自衛隊第 14 旅団第 50 普通科連隊	香南市香我美町上分 3390	0887-55-3171

5 警察

名 称	所 在 地	電話番号
佐川警察署	佐川町丙 3555	0889-22-0110
〃 斗賀野駐在所	佐川町中組 86-2	0889-22-9110

6 消防

名 称	所 在 地	電話番号
高吾北消防本部（署）	越知町越知甲 3105-3	0889-26-2111
佐川町消防団	佐川町甲 1650-2	0889-22-7700

7 指定公共機関

名 称	所 在 地	電話番号
西日本電信電話(株)高知支店	高知市仲田町 13-14	088-834-4246
(株)NTTドコモ高知支店	高知市北本町 4-5-40	088-880-4886
佐川郵便局	佐川町甲 1520-1	0889-22-0650
尾川郵便局	佐川町本郷耕 2097-3	0889-22-0020
黒岩郵便局	佐川町黒原 450-1	0889-22-9030
佐川富士見郵便局	佐川町乙 1783-12	0889-22-5516
斗賀野郵便局	佐川町中組 119-9	0889-22-0069
日本赤十字社高知県支部	高知市丸ノ内 1-7-45	088-875-6295
日本放送協会高知放送局	高知県高知市本町 3-3-12	088-823-2300
四国旅客鉄道(株)	香川県高松市浜ノ町 8-33	087-825-1600
JR 佐川駅	佐川町甲 1063	0889-22-0051

四国電力(株)須崎営業所	須崎市池ノ内 1315-8	0889-42-1721
四国電力送配電(株)中村支社 須崎営業所 佐川サービスセンター	須崎市池ノ内 1315-8	088-826-8337
四国電力(株)後津ダム管理所	越知町横島 127	0889-26-1173

8 指定地方公共機関

名 称	所 在 地	電話番号
とさでん交通(株)	高知市棧橋通 4-12-7	088-833-7111
(一社) 高知県LPガス協会	高知市大原町 80-2	088-805-1622
(株)高知放送	高知市本町 3-2-15	088-822-2111
(株)テレビ高知	高知市北本町 3-4-27	088-880-1111
高知さんさんテレビ(株)	高知市若松町 10-11	088-880-0033
(株)エフエム高知	高知市本町 3-3-21	088-872-1100
(株)高知新聞社	高知県高知市本町 3-2-15	088-822-2111
(一社) 高知県トラック協会	高知市南の丸町 5-1	088-832-3499
(一社) 高知県医師会	高知市丸の内 1-7-45	088-824-8355
(一社) 高知県建設業協会	高知県高知市本町 4-2-15	088-822-6181
(公財) 高知県消防協会	高知市丸の内 1-2-20	08-8823-9044
(公社) 高知県看護協会	高知市朝倉己 825-5	088-844-0678
(福) 佐川町社会福祉協議会	佐川町乙 2310	0889-22-1510

9 高吾北広域町村事務組合

名 称	所 在 地	電話番号
高吾北清掃センター (ごみ処理場)	佐川町丙 2827	0889-22-3111
高吾北衛生センター (し尿処理場)	越知町越知 41	0889-26-0305
高吾北処理センター (一般廃棄物最終処分場)	越知町越知丁 10	—
高吾苑 (火葬場)	佐川町丙 2789-2	0889-22-4544

10 公共的団体

名 称	所 在 地	電話番号
高知県農業協同組合	高知市五台山 5015-1	088-821-6091
高知県農協佐川支所	佐川町甲 1751-1	0889-22-7800
佐川町商工会	佐川町甲松崎 1650-2	0889-22-0053
高岡郡医師会	須崎市東糺町 5-10	0889-42-0814
仁淀川森林組合佐川事業所	佐川町丙 5514	0889-22-7316

資料2 指定避難所一覧

番号	名称	所在地	電話番号	有効面積 (㎡)	収容能力 (人)	避難対象地域
1	佐川小学校 体育館	佐川町乙 2166	22-0065	560.1	100	松崎、中本町、室原、岡崎、柏原、桂、虎杖野、中組、島の土居、富士見町、三野、伏尾団地、青去、荷稻、下山、馬の原、市の瀬、立野、柳瀬、九反田、川内ヶ谷下、電力所、川内ヶ谷上、中山
	佐川小学校 校舎			926.9	295	
2	佐川中学校 体育館	佐川町甲 1936-1	22-1255	903.1	117	東元町、紫円、東町、上町、西町、西谷
	佐川中学校 校舎			880.7	284	
3	文化センター 町民体育館	佐川町甲 356-2	22-1110	966.0	156	上郷、春日
	文化センター 施設			325.4	104	
4	斗賀野小学校 体育館	佐川町中組 77	22-1170	594.0	96	斗賀野全域、鳥の巣
	斗賀野小学校 校舎			630.3	204	
5	さかわふれあいセンター 遊学館・さかわ児童館	佐川町永野 1704	22-1209	224.8	49	永野全域
6	尾川小中学校 体育館	佐川町本郷耕 1879	22-0446	346.9	54	尾川全域、西山組
	尾川小中学校 校舎	佐川町本郷耕 1883	22-0443	520.8	172	
7	黒岩小学校 体育館	佐川町黒原 482	22-9325	413.1	60	岬、寺野、場所ヶ内、台住、平野、大田川
	黒岩小学校 校舎			302.8	98	
8	黒岩中学校 体育館	佐川町黒原 2799	22-9326	482.4	80	四ツ白、二ツ野、中野、瑞応、庄田、上黒原、源重、薬師堂、原
	黒岩中学校 校舎			229.6	74	
9	加茂小学校 体育館	日高村岩目地 48	24-4600	475	90	加茂全域
	加茂小学校 校舎			627.4	202	
10	加茂中学校 体育館	日高村岩目地 164	20-1517	588	109	加茂全域
	加茂中学校 校舎			510.6	165	

※佐川小学校、佐川中学校、尾川小中学校、文化センター、斗賀野小学校、さかわふれあいセンター遊学館・

さかわ児童館、黒岩中学校、加茂小学校、加茂中学校の収容能力（人）は、避難所運営マニュアル記載の人数とする。各施設の体育館の有効面積（㎡）は、全体面積とする。

資料3 指定緊急避難場所一覧

番号	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類						想定 収容 人数 (人)
			洪水	崖崩れ、 土石流 及び 地滑り			地震		
				崖崩れ	土石流	地滑り			
1	上郷公民館	佐川町甲758-2	-	△	△	○	○	○	42
2	蔵法院公民館	佐川町甲519-ロ	-	×	×	○	○	○	22
3	東部公民館(和楽)	佐川町甲1076-3	-	○	○	○	○	○	48
4	紫円公民館	佐川町甲1220	-	○	○	○	○	○	17
5	旧佐川中学校武道館	佐川町甲1233	-	○	○	○	○	○	113
6	新町中央集会所	佐川町甲1425-10	-	○	○	○	○	×	30
7	佐川地場産センター	佐川町甲1532	-	×	○	×	○	○	336
8	松崎公民館	佐川町甲1665-1	-	○	○	○	○	-	30
9	中本町公民館	佐川町甲1852-1	○	×	△	×	○	○	22
10	三野集会所	佐川町乙2303-5	-	○	○	○	○	○	30
11	伏尾団地公民館	佐川町乙2432-34	-	○	○	○	○	-	29
12	鳥の巣公民館	佐川町乙128-4	-	○	○	○	○	○	30
13	室原公民館	佐川町乙262	-	×	×	○	○	○	27
14	岡崎公民館	佐川町乙1172-2	-	×	○	×	○	○	25
15	虎杖野公民館	佐川町乙1552	-	○	○	○	○	○	14
16	富士見町公民館(富士見集会所)	佐川町乙1849-1	-	○	○	○	○	○	53
17	青去公民館	佐川町乙2878	-	○	○	○	○	○	15
18	荷稻公民館	佐川町乙3013-2	○	○	○	○	○	○	24
19	小富士集会所	佐川町乙3347-4	-	○	○	○	○	○	49
20	下山公民館	佐川町乙6099	○	○	○	○	○	-	26
21	馬の原公民館	佐川町乙4634	-	×	×	○	○	○	19
22	市の瀬公民館	佐川町丙4268-2	-	○	○	○	○	○	25
23	柳瀬公民館	佐川町丙3727-2	-	○	○	○	○	-	21
24	九反田公民館	佐川町丙3595	-	○	○	○	○	×	21
25	川内ヶ谷上集会所	佐川町丙6170	○	○	○	○	○	○	29
26	桂公民館	佐川町丙1139	-	×	△	×	○	○	14
27	中組公民館	佐川町乙1732-1	-	×	○	×	○	○	27
28	舟床公民館	佐川町川ノ内組1030番地先	○	○	○	○	○	○	7
29	川ノ内公民館	佐川町中組1469-3	○	○	○	○	○	○	12
30	山瀬公民館	佐川町西組514-2	-	○	○	○	○	○	20

番号	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類						想定 収容 人数 (人)
			洪水	崖崩れ、 土石流 及び 地滑り			地震		
				崖崩れ	土石流	地滑り			
31	ふれあいセンター「けいとう」	佐川町西山組1061	-	○	○	○	○	○	40
32	岩井口公民館	佐川町西組1271	-	○	○	○	○	○	24
33	塚谷公民館	佐川町西組1700	-	○	○	○	○	○	26
34	下伏尾公民館	佐川町西組907-1	-	○	○	○	○	○	25
35	上伏尾公民館	佐川町西組736-1	-	○	○	○	○	-	13
36	二ノ部公民館	佐川町西組224-1	-	○	○	○	○	○	25
37	芝ノ坊公民館	佐川町中組155	-	○	○	○	○	○	33
38	角口・狩場集会所	佐川町中組1738	-	○	○	○	○	○	26
39	野添公民館	佐川町中組569	-	○	○	○	○	○	28
40	薄木公民館	佐川町中組386-2	○	○	○	○	○	○	24
41	入寺山公民館	佐川町東組1875	○	○	○	○	○	○	33
42	大平公民館	佐川町東組986-3	-	×	○	×	○	-	25
43	上美都岐公民館	佐川町東組2020	○	○	○	○	○	○	20
44	下美都岐公民館	佐川町東組1986-1	-	○	○	○	○	○	17
45	襟野々公民館	佐川町永野1311	○	○	○	○	○	-	30
46	川原田公民館	佐川町永野701口	○	○	○	○	○	○	23
47	永野南組公会堂	佐川町永野699-1他	○	○	○	○	○	-	36
48	埴生ノ川公民館	佐川町永野2018-1	-	×	○	×	○	-	28
49	茅ヶ森集会所(南谷集会所)	佐川町永野2618-1他	-	○	○	○	○	○	35
50	木戸集会所(古用地集会所)	佐川町永野3050	-	○	○	○	○	○	35
51	花ノ木集会所	佐川町永野1555	-	○	○	○	○	○	36
52	とかの集落活動センターあおぞら	佐川町東組2692	-	○	○	○	○	○	140
53	下郷・高平公民館	佐川町本郷耕2037	-	×	○	×	○	○	22
54	集落活動センターたいこ岩	佐川町本郷耕381	○	×	○	×	○	○	81
55	西山耕公民館	佐川町西山耕88-5	○	△	△	○	○	○	39
56	中村公民館	佐川町本郷耕2043-1	-	△	△	○	○	○	24
57	尾川地区住民センター	佐川町本郷耕1897-6	-	×	○	×	○	-	30
58	堂野々公民館	佐川町本郷耕1493-1	○	×	○	×	○	○	30
59	松ノ木公民館	佐川町本郷耕1118-2	-	×	×	○	○	○	39
60	古畑公会堂	佐川町本郷耕156	○	△	○	○	△	○	28
61	峰公民館	佐川町峰耕819	○	△	○	○	△	○	27
62	四ツ白太刀踊伝承館	佐川町四ツ白718-4	○	△	△	○	○	○	33
63	二ツ野公民館	佐川町二ツ野501-6	-	△	△	○	○	○	14

番号	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類						想定 収容 人数 (人)
			洪水	崖崩れ、 土石流 及び 地滑り			地震		
				崖崩れ	土石流	地滑り			
64	中野公民館	佐川町中野65-4	-	○	○	○	○	○	14
65	瑞応公民館	佐川町瑞応136	○	×	×	○	○	○	21
66	庄田公民館	佐川町庄田61	-	×	×	○	○	○	25
67	山本公民館	佐川町黒原3503	○	○	○	○	○	○	33
68	薬師堂・源重公民館	佐川町黒原5471-12	-	×	○	×	○	-	5
69	原公民館	佐川町黒原3160	-	×	○	×	○	○	24
70	黒岩多目的集会所	佐川町黒原402-1	-	×	○	×	○	○	75
71	台住公民館	佐川町黒原1526	-	×	×	×	○	○	25
72	平野公民館	佐川町平野118-1	-	×	○	×	○	○	21
73	大田川公民館	佐川町大田川320	-	○	○	○	○	○	13
74	集落活動センターくろいわ	佐川町黒原905-1	-	○	○	○	○	○	127
75	長竹公民館	佐川町加茂3238	○	×	○	×	○	○	30
76	竹ノ倉公民館	佐川町加茂4572	○	△	△	○	○	○	25
77	横山公民館	佐川町加茂4300-2	×	×	○	×	○	○	14
78	本村西公民館	佐川町加茂1426	○	○	○	○	○	○	25
79	本村東公民館	佐川町加茂1166-4	×	×	○	×	○	○	25
80	弘岡公民館	佐川町加茂524-2	×	○	○	○	○	×	35
81	加茂住民センター	佐川町加茂674-10	×	○	○	○	○	-	50
82	集落活動センター加茂の里	佐川町加茂621-1	×	×	○	×	○	○	103

※想定収容人数は、1人当たり2㎡で計算

資料4 福祉避難所一覧

名称	所在地	電話番号
健康福祉センター「かわせみ」	佐川町乙 2310	0889-22-7705
デイケアセンター「さくら荘」	佐川町甲 1688-1	0889-22-0101
デイサービスセンター「斗賀野荘」	佐川町中組 50-1	0889-22-1822
いこいの里「たんぼぼ」	佐川町丙 3620-1	0889-20-0150
さくら福祉事業所	佐川町甲 1037-1	0889-22-2113

2 条例等

資料5 佐川町防災会議条例

〔 昭和38年9月4日 〕
〔 条例 第12号 〕

改正 平成12年3月26日条例第28号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法〔昭和36年法律第223号〕第16条第6項の規定に基づき、佐川町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 佐川町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 町長が指定する関係地方行政機関の職員のうちから当該関係地方行政機関の長が指名するもの
 - (2) 高知県の知事が、その部内の職員のうちから指名するもの
 - (3) 佐川警察署の署長又はその指名する職員
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名するもの
 - (5) 町の教育委員会の教育長
 - (6) 町の消防団長
 - (7) 町長が指定する関係公共機関及び関係地方公共機関の職員のうちから町長が任命するもの

(8) 自主防災組織を構成するもの又は学識経験のあるもののうちから町長が任命するもの

6 前項の委員の定数は、20名とする。

7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員・高知県の職員・関係公共機関の職員・関係地方公共機関の職員及び学識経験のあるもののうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名するものがその職務を代理する。

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成12年3月28日条例第28号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附則(平成24年9月18日)

この条例は、公布の日から施行する。

資料 6 佐川町災害対策本部条例

〔 昭和 38 年 9 月 4 日 〕
〔 条例 第 13 号 〕

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、佐川町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第 4 条 前 3 条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成 14 年 1 月 17 日条例第 31 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成 24 年 9 月 18 日条例代 6 号）

この条例は、公布の日から施行する。

3 協 定

資料 7 応援協定等一覧

番号	協定の名称	相手方等の名称	締結年月日
1	佐川町と越知町の消防相互応援協定	越知町	S41. 11. 24
2	高知県内広域消防相互応援協定	県内市町村	H8. 2. 29
3	大渡ダム管理所と佐川町のダム情報の提供に関する協定	国土交通省四国地方整備局 大渡ダム管理所長	H17. 1. 21
4	佐川町・南部町災害時における相互応援協定	鳥取県西伯郡南部町	H18. 4. 21
5	高知県内市町村災害時相互応援協定	県内市町村	H20. 1. 25
6	高知県消防防災ヘリコプター支援協定	高知県	H20. 7. 30
7	災害時における情報交換及び支援に関する協定	国土交通省四国地方整備局	H23. 10. 26
8	姉妹都市災害時等相互応援に関する協定	北見市	H25. 2. 14
9	災害時における自動販売機の無料解除	四国コカ・コーラボトリング(株)	H20. 10. 22
10	災害時における物資の供給に関する協定	こうち生活協同組合	H24. 2. 9
11	〃	(株)ホームセンター佐川	H24. 2. 22
12	〃	(株)よどや	H24. 4. 2
13	〃	(株)サンシャインチェーン本部	H24. 4. 2
14	災害時における応急対策業務に関する協定	佐川電気工事業組合	H23. 7. 25
15	〃	土木・建設事業者 18 社	H23 , H24
16	災害時における応急生活物資の供給に関する協定書	(一社)高知県LPガス協会高吾北支部	H22. 7. 6
17	南海地震等大規模災害時における土地使用に関する協定	住友大阪セメント株式会社高知工場	H23. 8. 23
18	災害時における電力復旧等に関する協定	四国電力(株)中村支店	H25. 4. 26
19	建築物応急危険度判定士の招集に関する協定	高知県建築士会	H24. 3. 5
20	レンタル機材の供給に関する協定	(株)西部レントオール	H24. 4. 1
21	一時避難所施設利用に関する協定「清和病院」	清和病院 虎杖野自主防災組織 中組自主防災組織	H22. 11. 1
22	一時避難所施設利用に関する協定「さくら荘」	松崎部落自主防災組織 佐川町病院事業管理者	H23. 12. 15
23	避難所（佐川高校、体育館等）の利用に関する協定	高知県教育委員会	H24. 4. 16
24	災害時における電気通信設備等の復旧に係る相互協力に関する協定	西日本電信電話株式会社 高知支店	H26. 5. 26
25	災害時における広域福祉避難所（障害児者）の設置運営に関する協定	甲：土佐市、いの町、仁淀川町、 佐川町、越知町、日高村 乙：高知県教育委員会	H26. 12. 3
26	災害時における相互応援に関する協定	高知県須崎市	H26. 12. 21
27	災害発生時における佐川町と佐川町内等郵便局の協力に関する協定	佐川町内等郵便局	H27. 9. 1
28	中央圏域における広域避難に関する協定	高知県中央圏域 13 市町村	H29. 5. 9

資料 8 応援協定等一覧 番号 6 高知県消防防災ヘリコプター支援協定

(趣旨)

第 1 条 この協定は、高知県内の市町村及び消防の事務を共同処理する一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、高知県の所有する消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の応援を求めることに関し、必要な事項を定める。

(協定区域)

第 2 条 この協定の実施区域は、高知県全域とする。

(災害の範囲)

第 3 条 この協定の対象とする災害は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 1 条に規定する水火災又は地震等の災害で、航空機の特性を発揮することができ、かつ、その必要性が認められるものをいう。

(支援要請)

第 4 条 災害が発生した市町村等〔以下「発災市町村等」という。〕の長が、高知県知事（以下「知事」という。）に対して行う支援要請（以下「支援要請」という。）は、次の各号のいずれかに該当する活動で、航空機の支援を必要と判断した場合に行う。

- (1) 救急活動
- (2) 救助活動
- (3) 火災防衛活動
- (4) 災害応急対策活動

2 支援要請は、高知県危機管理部消防政策課消防防災航空隊（以下「航空隊」という。）に、電話等により次に掲げる事項を明らかにして行う。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生の日時及び場所並びに被害の概要
- (3) 災害の発生現場の気象状況
- (4) 災害の発生現場の指揮者の職名及び氏名並びに発生現場への連絡方法
- (5) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 支援に要する資器材の品目、数量等
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(航空隊の派遣等)

第 5 条 知事は、前条の支援要請を受けたときは、災害の発生現場の気象条件等必要な事項を確認のうえ、隊を派遣するものとする。

2 知事は、支援要請に応じることができない場合は、その旨を直ちに発災市町村等の長に通報するものとする。

(支援の特例)

第6条 知事は、支援要請がない場合であっても、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、航空隊を派遣して応援することができる。

(1) 発災後に収集した被害規模等の情報の内容から判断して、緊急に派遣の必要があると認めた場合

(2) 通信網の途絶等で発災市町村等との連絡がとれない場合

(航空隊が支援のために出動した場合の連携)

第7条 航空隊が市町村の消防機関の支援のため出動した場合には、当該航空隊は、支援を受けた市町村の消防機関との相互に密接な連携の下に行動するものとする。

(経費負担)

第8条 この協定に基づく支援に要する運航経費は、高知県(以下「県」という。)が負担する。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項は、県及び市町村等が協議して定める。

(高知県消防・防災応援協定の廃止)

第10条 平成9年2月1日に締結した高知県消防・防災ヘリコプター応援協定は、平成20年7月30日をもって廃止する。

この協定の締結を証するため、本書42通を作成し、知事及び市町村等の長が記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成20年7月30日

資料 9 応援協定等一覧 番号 1 佐川町と越知町の消防相互応援協定書

佐川町と越知町は、消防組織法第2条の規定に基づき消防の相互応援協力に関し次のように協定する。

協定事項

第1 佐川町及び越知町は、それぞれの区域内の火災防御のため、次に掲げる方法により応援隊を派遣するものとする。

町長（又は団長）より消防機関に応援の要請があったとき。

第2 水災その他の災害に際しては、要請のあった場合、又は応援側の認定により相互に応援するものとする。

第3 応援隊の指揮者は次に掲げる方法によるものとする。

- 1 受援地の消防団長（又は町長）が指揮すること。
- 2 指揮は応援隊の長に対して行うこと。

第4 応援隊の費用弁償・公務災害補償・その他の費用一切については応援隊の所属する機関において負担するものとする。

第5 その他必要な事項については、応援隊の町長と受援地の町長が協議するものとする。

昭和41年11月24日

資料10 応援協定等一覧 番号5 高知県内市町村災害時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、地震等の大規模な災害時において、防災対策特に応急対策の一層の充実・強化を図ることを目的として、高知県内の市町村（以下「協定市町村」という。）が協力して物資・労力等の相互応援を行うことについて定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援活動に必要な車両及び舟艇等の提供
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) 被災児童、生徒等の一時受入
- (6) 第1号から第4号までに規定する物資等の提供に係る職員及び災害対策本部の運営に必要な職員の派遣
- (7) 前各号に定めるもののほか特に要請があった事項

(応援要請の手続き)

第3条 応援を要する市町村（以下「被災市町村」という。）は、原則として次の事項を明らかにし、電話等による要請を行い、後日、速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、規格、数量等
- (3) 前条第4号及び第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、収容等の人数、被災児童、生徒等の学年等
- (4) 前条第6号に掲げる応援を要請する場合にあっては、派遣職員の事務職、医療職、技術職、技能職等の職種別及び人員
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援を必要とする期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

第4条 応援を要請された市町村は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

- 2 被災市町村以外の市町村は、通信の途絶等により被災市町村と連絡が不可能である場合において、災害の事態に照らし特に緊急を要し、被災市町村が応援の要請を行ういとまがないと認められるときは、被災市町村からの応援要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、前条の要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、協定市町村が協議して別に定める。

(連絡責任者)

第6条 本協定に定める事項の連絡調整の確実及び円滑を図るため、市町村の防災担当課長等を連絡責任者としてあらかじめ定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及び協定に定めのない事項は、市町村が協議して定めるものとする。

(適用)

第8条 この協定は、締結の日から適用する。(実施)

2 平成17年5月27日付けで締結した高知県内市町村災害時相互応援協定は、廃止する。

(継承)

第9条 市町村合併等に伴い構成する協定市町村に再編成があった場合は、改めて協定を締結するまでの期間は、新市町村においてこの協定を引き継ぐものとする。

この協定を証するため、本書34通を作成し、各市町村は記名押印のうえ各1通を保有する。

平成20年1月25日

資料11 応援協定等一覧 番号2 高知県内広域消防相互応援協定

第1章 総則

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、高知県内において災害が発生した場合に、高知県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、それぞれの消防力を活用して、消防の相互応援を行うことにより、災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定の実施区域は、高知県全域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定の対象とする災害は、消防組織法第1条に規定する水火災又は地震等の災害（以下「災害」と総称する。）で、他の市町村等の応援を必要とするものとする。

(県の役割)

第4条 災害が発生したときは、高知県知事（以下「知事」という。）は、必要に応じ、当該災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長及び応援する他の市町村等（以下「応援市町村等」という。）の長に対して指導及び連絡調整を行う。

(他の応援協定との関係)

第5条 この協定と市町村等が独自に結んでいる相互応援協定又はこの協定締結以後において結ばれる相互応援協定（以下「特別協定」と総称する。）との内容が異なっている場合又はそこをきたす規定がある場合は、当該市町村等においては特別協定が優先する。

第2章 相互応援

(応援要請)

第6条 この協定に基づく応援要請（以下「応援要請」という。）は、発災市町村等の長が、次の各号のいずれかに該当すると判断する場合に、他の市町村等の長に対して行う。

- (1) 災害が他の市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれがあると認める場合
- (2) 発災市町村等の消防力のみによっては、災害防ぎょが著しく困難であると認める場合
- (3) 災害を防ぎょするため、他の市町村等が保有する車両、資器材等が必要であると認める場合

2 応援要請は、次に掲げる事項を明確にして行う。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生の日時及び場所
- (3) 応援の所要人員並びに車両、機械器具、消火薬剤等の種別及び数量

- (4) 応援隊の集結場所
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援隊の派遣等)

第7条 応援要請を受けた市町村等〔以下「被要請市町村等」という。〕の長は、特別の理由がない限り応援を行う。

2 被要請市町村等の長は、応援隊を派遣するときは、出発日時及び応援隊の最高責任者（以下「応援隊長」という。）の名前等必要な事項を遅滞なく発災市町村等の長に通報する。

3 被要請市町村等の長は、応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報する。

(応援の特例)

第8条 応援要請がない場合であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、市町村等の長は、応援隊を派遣して応援することができる。

- (1) 発災市町村等との境界上又はその隣接地域での災害で、その内容から判断して、緊急に応援の必要があると認めた場合
- (2) 通信網の途絶等で発災市町村等との連絡がとれない場合で、応援の必要があると認めた場合

2 前項の場合、応援市町村等の長又は応援隊長は、できる限り速やかに発災市町村等の長に連絡する。

(応援隊の指揮)

第9条 応援隊の指揮は、発災市町村等の長が応援隊長を通じて行う。ただし、緊急の場合は、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項第2号の場合において連絡が復1日するまでの間は、応援体調は、八歳市町村塔の町の指示を待たず応援隊を指揮し、活動することができる。

(文書の提出及び保管)

第10条 この協定に基づく応援がなされたことを証し、後日の災害の参考とし、また、紛争を防止するため、次に掲げる文書は、それぞれの義務者ができる限り速やかに提出し、関係市町村等の長及び知事は、関係文書を提出がなされた日から5年間保管する。

- (1) 第6条の規定により応援要請をし、応ずる旨の意思表示を受け、又は実際に応援隊の派遣を受けた発災市町村等の長は、応援要請書（別記第1号様式）を応援市町村等の長に提出する。
- (2) 応援市町村等は、応援活動報告書（別記第2号様式）を発災市町村等の長に提出する（第8条の規定に基づき応援を受けた場合を含む。次号において同じ。）。
- (3) 発災市町村等の長は、災害概要報告書（別記第3号様式）を知事及び応援市町村等の長に提出する。

第3章 連絡会議

(連絡会議)

第11条 この協定に係る事務の円滑な推進を図るため、必要のつど、協定機関間において、連絡会議を開く。

(協議連絡事項)

第12条 連絡会議は、次に掲げる事項について行う。

- (1) 消防相互応援に関すること。
- (2) 市町村等の消防現勢、消防事象、特殊災害等の資料の交換に関すること。
- (3) 協定市町村等間の消防演習に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか必要な事項

第4章 経費負担

(経費負担)

第13条 応援に要した費用については、次に掲げるところにより負担する。

- (1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職団員の手当等に要する費用は、原則として応援市町村等
- (2) 機械器具の大破損の修理及び応援隊員の死傷による災害補償等の重要事項については、当事者間において協議のうえ決定する。
- (3) 前2号に掲げる経費以外の経費については、原則として発災市町村等

2 前項に定めるもののほか、特別な事情等により負担が生じた場合は、当事者間において協議のうえ決定する。

第5章 雑則

(疑義)

第14条 この協定について疑義を生じたときは、当事者間において協議のうえ、決定する。

2 前項の協議において、必要なときは県において調整を図ることができる。

(委任)

第15条 この協定の実施について必要な事項は、市町村等の長が協議のうえ別に定めることができる。

(改廃)

第16条 この協定の改廃は、知事及び市町村等の長が協議のうえ行う。

附則

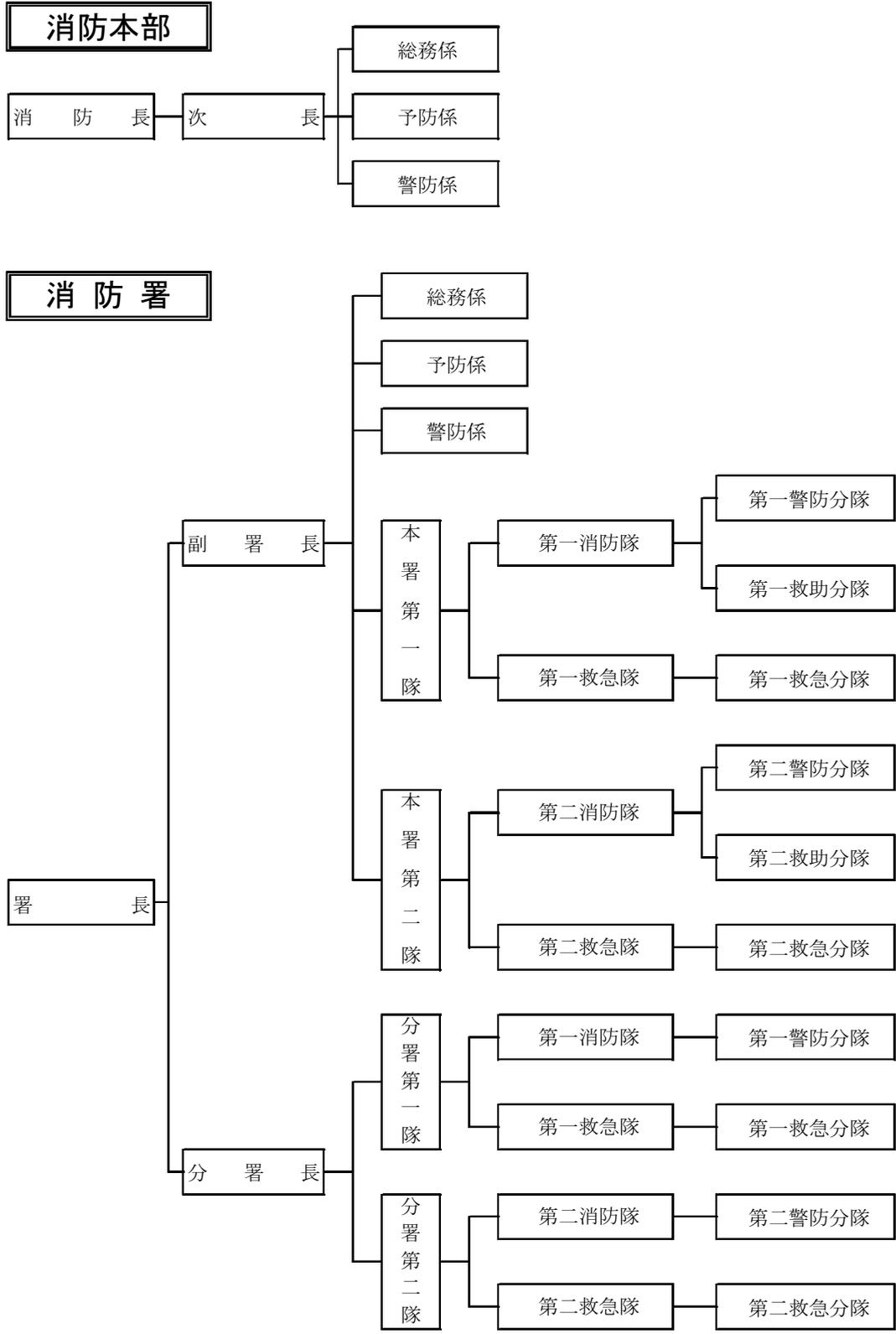
この協定は、平成8年2月29日から施行する。

この協定の締結を証するため、本通63通を作成し、知事及び市町村等の長が記名押印のうえ各自1通を保有する。

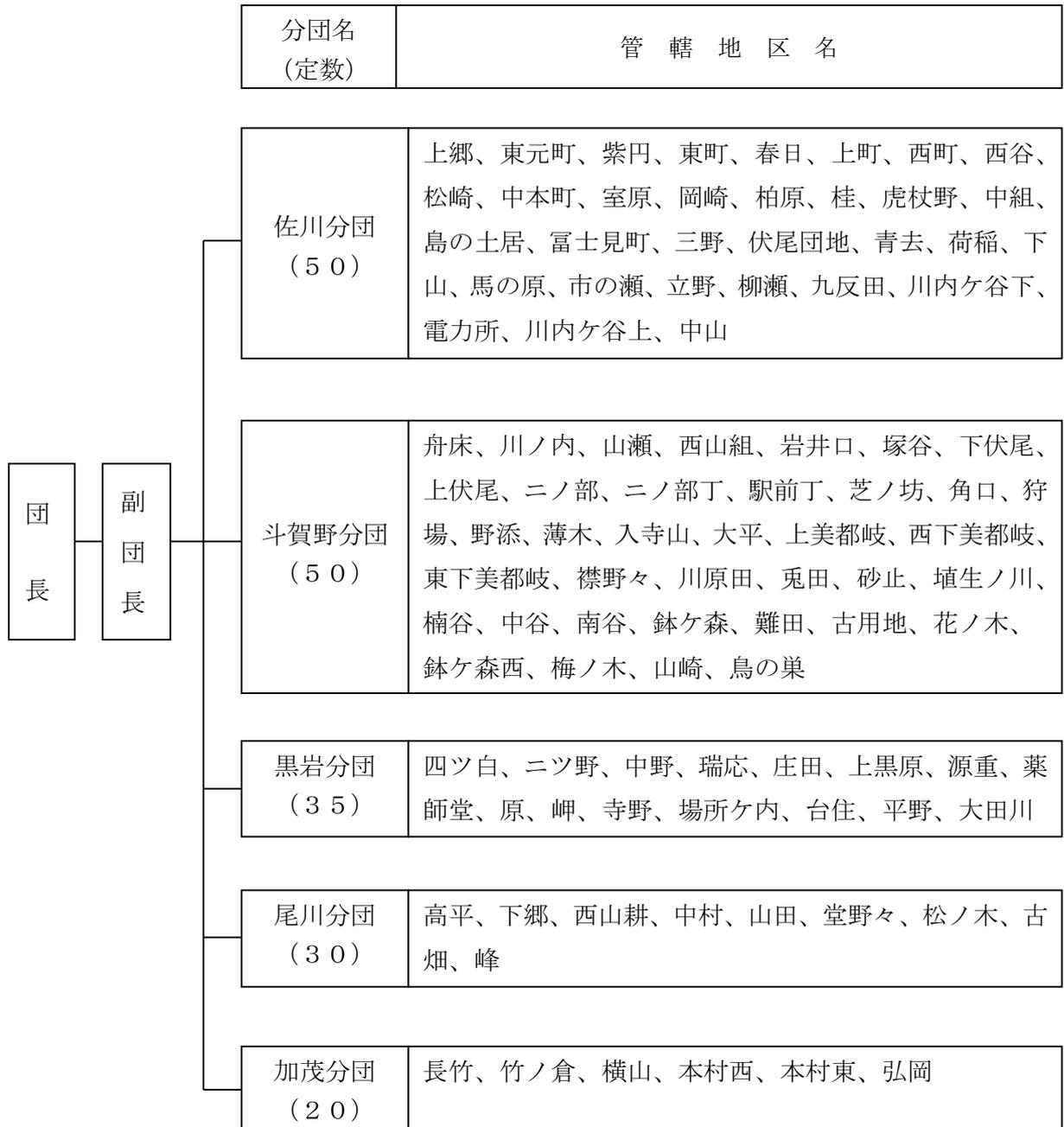
平成8年2月29日

4 消防・水防

資料12 高吾北広域町村事務組合消防本部組織図



資料13 消防团组织及び分団管轄区域



資料14 水位観測所及び雨量観測所

1 水位観測

所轄区分	河川名 (水系名)	観測所名	所在地	種別	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位	零点高 E L m
越知 事務所	柳瀬川	柳瀬	佐川町 大字庄田	テ	3.00	3.50	4.50	5.30	59.7
大渡ダム 管理所	仁淀川	越知	越知町 越知字	テ	6.30	8.30	9.20	10.30	48.4
高知河川 国道事務所	仁淀川	伊野 (有堤)	伊野町 渦ノ谷	テ	5.00	6.60	7.90	8.60	10.2

2 雨量観測所（国土交通省その他）

所轄区分	流域名	観測所名	所在地	種別
国土交通省高知 河川国道事務所	柳瀬川	佐川	佐川町西的場	テ
〃	〃	古畑	〃 古畑	〃
高知地方气象台	〃	佐川	〃 丙	有
高知県防災砂防課	仁淀川	斗賀野	〃 東組	自

テ=テレメーター

有=有線ロボット

自=自記

5 輸 送

資料15 緊急輸送道路（第1次、第2次、第3次）

1 第1次緊急輸送道路

路線名	起点	終点
国道33号	字笹ヶ休場丙 2782 番 1 地先	加茂字下モ山ノ下 6 番 1 地先

2 第2次緊急輸送道路

路線名	起点	終点
国道494号	字野寄甲 419-3 番地先	川ノ内組字手掛ケ石 868 番 4 地先
国道494号	字岩ノ越丙 1394 番 1 地先	字保木山乙 5270 番地先
県道本郷斗賀野停車場線	本郷耕字高平 2405 番 6 地先	字曲り道乙 252 番 2 地先

3 第3次緊急輸送道路

路線名	起点	終点
町道井領線	本郷耕字宮ヶ坪 2040 番 3 地先	本郷耕字栗ヶ市 349 番 1 地先
町道東町松崎線	字松崎甲 1699 番 地先	字廻り田甲 1735 番 1 地先
町道松崎1号線	字供養石甲 1646 番地先	字供養石甲 1650 番 2 地先
町道青去2号線	字久万田甲 1688 番 3 地先	字下夷木乙 3916 番 17 地先
町道三野3号線	字伏尾乙 2442 番地先	字繁昌屋敷乙 2310 番 1 地先
町道富士見町柳瀬線	字戸梶乙 1839 番 3 地先	字柳瀬屋敷丙 3716 番 1 地先
町道文化センター線	字永田甲 470 番 2 地先	字池田甲 366 番 2 地先
町道ふるさと黒岩線	黒原字下岡 450 番 1 地先	黒原字黒岩 368 番 4 地先
県道長者佐川線	字新福寺甲 2317 番 14 地先	字戸梶乙 1839 番 23 地先
県道長者佐川線	字保木山乙 5270 番地先	本郷耕字中屋前 1873 番 1 地先
県道土佐佐川線	字野寄甲 435 番 2 地先	永野字是岡 1704 番地先
県道西佐川停車場線	字戸梶乙 1839 番 23 地先	字玉割乙 1921 番 6 地先
県道岩目地西佐川停車場線	字玉割乙 1921 番 6 地先	加茂字朴田 263 番 2 地先
県道下山越知線	字岩谷乙 4048 番 1 地先	庄田字大西 636 番 1 地先
県道片岡庄田線	庄田字大西 636 番 1 地先	黒原字永田土居 2801 番 1 地先
県道柳瀬越知線	黒原字永田土居 2801 番 1 地先	黒原字下岡 450 番 1 地先

資料16 緊急用ヘリコプター離着陸場

1 緊急用ヘリコプター離着陸場（専用）

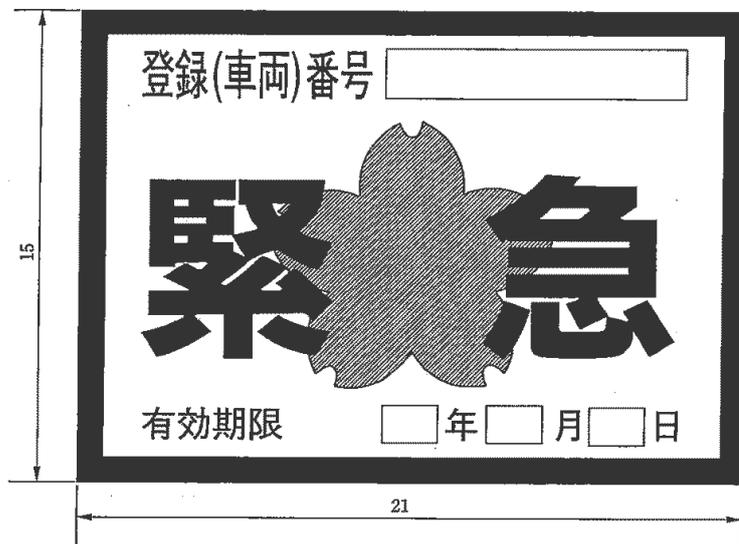
名 称	所 在 地	使用時連絡先
尾川地区緊急用ヘリコプター離着陸場	佐川町本郷耕 360-1	役場総務課 22-7700
黒岩地区緊急用ヘリコプター離着陸場	佐川町中野 144-1	役場総務課 22-7700
霧生関地区緊急用ヘリコプター離着陸場	佐川町加茂字栗林山 2719-2	役場総務課 22-7700

2 緊急用ヘリコプター離着陸場（臨時）

名 称	所 在 地	使用時連絡先
スポーツパークさかわ サッカー場駐車場(南側)	佐川町甲 238-1	町教育委員会 22-1110
スポーツパークさかわ サッカー場駐車場(北側)	佐川町甲 238-1	町教育委員会 22-1110
斗賀野あおぞら公園	佐川町東組 2692	役場総務課 22-7700
斗賀野小学校	佐川町中組 77	町教育委員会 22-1110
黒岩小学校	佐川町黒原 482	町教育委員会 22-1110
黒岩中学校	佐川町黒原 2799	町教育委員会 22-1110
佐川小学校	佐川町乙 2166	町教育委員会 22-1110
佐川中学校	佐川町甲 1936-1	町教育委員会 22-1110
尾川小中学校	佐川町本郷耕 1879	町教育委員会 22-1110

資料17 緊急通行車両の標章及び確認証明書

1 緊急通行車両の標章



備考

- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

2 緊急通行車両確認証明書

第 号		
年 月 日		
緊急通行車両確認証明書		
高知県知事 ㊟		
高知県公安委員会㊟		
番号標に表示 されている番 号		
車両の用途（緊 急輸送を行う 車両にあつて は、輸送人員又 は品名）		
使用 者	住 所	() 局 番
	氏 名	
通行日時		
通行経路	出 発 地	目 的 地
備 考		

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

3 緊急通行車両事前届出済証

災 害	第 号
地 震 防 災 応 急 対 策 用	
原 子 力 災 害	
国 民 保 護 措 置 用	
緊急通行車両事前届出済証 事前届出を受けたことを証する	
年 月 日 高知県公安委員会㊤	
<p>(注) 1 災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を警察本部（交通規制課）、最寄りの警察署又は交通検問所に提出して所要の手続を受けてください。</p> <p>2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、警察署に届け出て再交付を受けてください。</p> <p>3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。</p> <ul style="list-style-type: none">・緊急通行車両等に該当しなくなったとき。・緊急通行車両等が廃車となったとき。・その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。	

6 災害危険箇所

※土砂災害警戒区域等については、高知県ホームページ内の土砂災害警戒区域等マップ
 (<https://d-keikai.pref.kochi.lg.jp/MapForm.aspx?mtype=1>) 参照

資料18 地すべり防止区域（国土交通省所管）

整理番号	番号	区域名	所在地			指定年月日	告示番号	指定面積(ha)	区域内の保全対象		
									保全人家		公共施設・建物
			郡・市	町・村	大字				人家(戸)	対象人員(人)	市町村道(m)
118	41	峰	高岡郡	佐川町	峰	S37.10.9	2588	10.95	11	80	800
116	54	鉢ヶ森	高岡郡	佐川町	永野	S50.5.29	916	6.30	14	232	400

資料19 急傾斜地崩壊危険区域（国土交通省所管）

整理 番号	区域名	郡・市	町・村	字	指定年月日	告示 番号	指定 面積 (ha)	保全 人家 (戸)
90	四ツ白	高岡郡	佐川町	四ツ白	S. 51. 8. 20	443	1. 05	10
91	原	高岡郡	佐川町	黒原	S. 51. 8. 20	443	0. 80	15
92	奥畑	高岡郡	佐川町	奥畑	S. 51. 8. 20	443	1. 05	10
93	宮の原	高岡郡	佐川町	庄田	S. 51. 8. 20	443	1. 80	16
94	上美都岐	高岡郡	佐川町	東組	S. 51. 8. 20	443	1. 25	21
95	尾川中村	高岡郡	佐川町	本郷	S. 51. 8. 20	443	2. 00	17
96	市の瀬	高岡郡	佐川町	佐川丙	S. 51. 8. 20	443	0. 85	21
147	市ノ瀬（西）	高岡郡	佐川町	佐川丙	S. 52. 3. 26	161	0. 53	14
207	場所ケ内	高岡郡	佐川町	黒原	S. 54. 3. 20	144	3. 10	19
232	西谷	高岡郡	佐川町	甲	S. 54. 11. 5	641	2. 10	45
262	山田地区	高岡郡	佐川町	本郷	S. 55. 4. 1	229	3. 40	26
272	ニツ野	高岡郡	佐川町	ニツ野	S. 55. 6. 24	424	4. 70	11
356	佐川東町	高岡郡	佐川町	東町 他	S. 58. 2. 8	90	0. 80	14
421	原（東）	高岡郡	佐川町	黒原	S. 60. 3. 1	161	0. 52	10
448	菜園畠	高岡郡	佐川町	サエンバタ	S. 61. 4. 10	257	0. 37	10
497	桂	高岡郡	佐川町	下山崎 他	S. 62. 5. 11	301	1. 40	11
497-1	桂（追加）	高岡郡	佐川町	字下モ山崎 他	H. 20. 9. 24	586	1. 152	
497-2	桂（追加）	高岡郡	佐川町	字今田 他	H. 23. 5. 20	313	0. 288	
551	中本町	高岡郡	佐川町	奥田 他	S. 63. 9. 5	546	1. 90	21
569	室原	高岡郡	佐川町	深谷 他	H. 1. 8. 2	490	1. 20	14
671	塚谷	高岡郡	佐川町	西組	H. 4. 10. 9	527	1. 20	10
672	瑞応	高岡郡	佐川町	瑞応	H. 4. 10. 9	527	3. 80	18
673	桂（北）	高岡郡	佐川町	永田	H. 4. 10. 9	527	4. 20	25
790	島の土居	高岡郡	佐川町	乙	H. 8. 3. 29	185	1. 60	29
820	上郷（東）	高岡郡	佐川町	宮久	H. 9. 8. 29	627	1. 40	13
865	川内ヶ谷	高岡郡	佐川町	丙	H. 11. 12. 21	756	5. 90	32
899	岩井口	高岡郡	佐川町	西組	H. 13. 2. 9	58	7. 00	23
951	川内ヶ谷上	高岡郡	佐川町	戸川山 他	H. 15. 8. 12	486	1. 50	21
951-1	川内ヶ谷上 （追加）	高岡郡	佐川町	字山ノ 神山 他	H. 20. 9. 24	586	0. 18	
997	岡崎	高岡郡	佐川町	橋ノ本 他	H. 19. 8. 31	545	1. 233	
1029	山本	高岡郡	佐川町	黒原字龍萃 外掛テ 他	H. 21. 11. 13	665	0. 944	
1035	立野	高岡郡	佐川町	字秋葉山 他	H. 23. 5. 20	313	2. 997	
1047	久万田	高岡郡	佐川町	字湯山	H. 24. 6. 15	412	5. 206	

資料20 山腹崩壊危険地区（林野庁所管）

（民有林直轄以外）

危険地区 番号	市町村名	位置	公共施設等		
			人家戸数	公共施設建物	道路
1	佐川町	加茂	25		国道
2	〃	〃	3		県道
3	〃	〃	15		〃
4	〃	〃	21	1	国道
5	〃	〃	9		県道
6	〃	〃	20		〃
7	〃	〃	15		〃
8	〃	〃	40		〃
9	〃	黒原	3		
10	〃	乙	15		県道
11	〃	〃	40	1	
12	〃	甲	28		県道
13	〃	永野	12		町道
14	〃	〃	40		〃
15	〃	〃	10		〃
16	〃	〃	10		
17	〃	〃	6		町道
18	〃	〃	12		
19	〃	〃	6		町道
20	〃	〃	20		県道
21	〃	〃	10		町道
22	〃	〃	56	1	
23	〃	〃	12		県道
24	〃	乙	10		
25	〃	〃	25		
26	〃	〃	25		
27	〃	〃	30		
28	〃	室原	18		
29	〃	〃	15		
30	〃	〃	10		
31	〃	東組	23		

危険地区 番号	市町村名	位置	公共施設等		
			人家戸数	公共施設建物	道路
32	佐川町	東組	10		
33	〃	川ノ内	5		町道
34	〃	室原	11		
35	〃	尾川西山	8		県道
36	〃	〃	6		〃
37	〃	西組	20		県道
38	〃	西山	1		町道
39	〃	古畑	4		〃
40	〃	本郷			県道
41	〃	〃	20		〃
42	〃	〃	5		〃
43	〃	丙	3		
44	〃	〃	5		県道
45	〃	〃	30		国道
46	〃	〃	30		町道
47	〃	〃	10		
48	〃	〃	15		
49	〃	〃	4		
50	〃	柳瀬	25	2	国道
51	〃	松ノ木	30		県道
52	〃	斗賀野			〃
53	〃	柏原			〃
54	〃	西谷			町道
55	〃	四つ白	6		〃

資料21 崩壊土砂流出危険地区（林野庁所管）

（民有林直轄以外）

危険地区 番号	市町村名	位置	公共施設等		
			人家戸数	公共施設 建物	道路
1	佐川町	加茂	20		町道
2	〃	〃	12		国道
3	〃	〃	17		〃
4	〃	〃	2		〃
5	〃	〃	15		町道
6	〃	黒原	15		県道
7	〃	〃	50	4	〃
8	〃	〃	30		〃
9	〃	〃	11		〃
10	〃	二ツ野	6		〃
11	〃	四ツ白	30	1	〃
12	〃	〃	10		〃
13	〃	乙	7		〃
14	〃	〃	10		
15	〃	〃	10		県道
16	〃	甲	4		町道
17	〃	永野	10		
18	〃	〃	11		
19	〃	〃	10		
20	〃	東組	20		
21	〃	川ノ内	5		町道
22	〃	〃	3		〃
23	〃	〃	3		県道
24	〃	斗賀野	11	1	〃
25	〃	本郷	2		〃
26	〃	〃	2		〃
27	〃	〃	11		〃
28	〃	〃	10		〃
29	〃	〃	30		〃
30	〃	〃	30		〃

危険地区 番号	市町村名	位置	公共施設等		
			人家戸数	公共施設 建物	道路
31	佐川町	本郷	5		町道
32	〃	丙	20		〃
33	〃	〃	20		〃
34	〃	〃	5		
35	〃	〃	15		
36	〃	〃	10		
37	〃	庄田	10		町道
38	〃	平野	30	1	〃
39	〃	砂止	14		県道
40	〃	尾川西山	25		町道
41	〃	西山	6		〃
42	〃	久喜坂	1		〃
43	〃	峰			〃
44	〃	古畑	5		〃
45	〃	峰	20		〃
46	〃	黒岩			〃

資料22 ため池危険地区（農村振興局所管）

市町村名	地域名	所在地	貯水量 (m ³)	受益地 (ha)	欠壊等による被害想定					
					農地 (ha)	住宅 (戸)	農業 施設	延長 又は 数量	公共 施設	延長 又は 数量
佐川町	龍王 ため池	中組	50,000	8.0	8.0	4			畜舎 放牧 場	1ヶ所 7ha
佐川町	1号 調整池	佐川 町	800	5.0	2.0	2				
佐川町	2号 調整池	佐川 町	700	3.0	3.0					

資料23 地すべり危険地区（農村振興局所管）

整理 番号	市町村名	地域名	指定面積 (ha)	人家(戸)	公共的建物	農業施設	
						農道	水路
38	佐川町	四ツ白	13.10	15		200m	300m

資料24 道路危険箇所（県管理）

1 落石崩壊

施設管理番号	路線名	所在地	延長（m）
G494A185	国道494号	高岡郡佐川町甲紫円	229.0
G494A190	国道494号	高岡郡佐川町甲紫円	152.0
G494A195	国道494号	高岡郡佐川町下美都岐	36.0
G494A200	国道494号	高岡郡佐川町川ノ内組	274.0
G494A205	国道494号	高岡郡佐川町川ノ内組	219.0
G494A210	国道494号	高岡郡佐川町川ノ内組	144.0
G494A215	国道494号	高岡郡佐川町川ノ内組	149.0
G494A220	国道494号	高岡郡佐川町川ノ内組	436.0
G494A225	国道494号	高岡郡佐川町川ノ内組	190.0
G494A230	国道494号	高岡郡佐川町川ノ内組	263.0
G494A235	国道494号	高岡郡佐川町川ノ内組～中	149.0
G494A240	国道494号	高岡郡佐川町川ノ内組～中	107.0
G494A245	国道494号	高岡郡佐川町中組	107.0
G053A005	土佐佐川線	高岡郡佐川町永野	272.0
G053A010	土佐佐川線	高岡郡佐川町永野	274.0
G053A015	土佐佐川線	高岡郡佐川町永野	197.0
G053A020	土佐佐川線	高岡郡佐川町永野	196.0
G053A025	土佐佐川線	高岡郡佐川町永野	256.0
G053A030	土佐佐川線	高岡郡佐川町永野	51.0
G297A005	岩目地西佐川停車場線	高岡郡佐川町乙	51.0
G297A010	岩目地西佐川停車場線	高岡郡佐川町乙	34.0
G299A005	庄田伊野線	高岡郡佐川町中野	110.0
G299A010	庄田伊野線	高岡郡佐川町中野	25.0
G299A015	庄田伊野線	高岡郡佐川町中野	24.0
G299A020	庄田伊野線	高岡郡佐川町中野	60.0
G299A025	庄田伊野線	高岡郡佐川町中野	335.0
G299A030	庄田伊野線	高岡郡佐川町ニッ野	95.0
G299A035	庄田伊野線	高岡郡佐川町ニッ野・四ッ白	62.0
G299A040	庄田伊野線	高岡郡佐川町ニッ野・四ッ白	53.0
G299A045	庄田伊野線	高岡郡佐川町四ッ白	65.0
G299A050	庄田伊野線	高岡郡佐川町四ッ白	50.0
G299A055	庄田伊野線	高岡郡佐川町四ッ白	94.0

施設管理番号	路線名	所在地	延長 (m)
G299A060	庄田伊野線	高岡郡佐川町四ッ白	144.0
G299A065	庄田伊野線	高岡郡佐川町四ッ白	54.0
G300A005	柳瀬越知線	高岡郡佐川町四ッ白	120.0
G300A010	柳瀬越知線	高岡郡佐川町ニッ野	39.0
G300A015	柳瀬越知線	高岡郡佐川町ニッ野	42.0
G300A020	柳瀬越知線	高岡郡佐川町黒原	32.0
G300A030	柳瀬越知線	高岡郡佐川町黒原	38.0
G300A035	柳瀬越知線	高岡郡佐川町黒原	140.0
G300A025	柳瀬越知線	高岡郡佐川町黒原	28.0
G298A005	下山越知線	高岡郡佐川町乙	30.0
G298A010	下山越知線	高岡郡佐川町乙	12.0
G298A015	下山越知線	高岡郡佐川町乙	65.0
G298A020	下山越知線	高岡郡佐川町乙	106.0
G298A025	下山越知線	高岡郡佐川町乙・庄田	63.0
G298A030	下山越知線	高岡郡佐川町庄田	33.0
G302A005	長者佐川線	高岡郡佐川町古畑・本郷	76.0
G302A010	長者佐川線	高岡郡佐川町本郷	55.0
G302A015	長者佐川線	高岡郡佐川町本郷	40.0
G302A020	長者佐川線	高岡郡佐川町本郷	25.0
G302A025	長者佐川線	高岡郡佐川町本郷	45.0
G302A030	長者佐川線	高岡郡佐川町本郷	21.0
G302A035	長者佐川線	高岡郡佐川町本郷	89.0
G302A040	長者佐川線	高岡郡佐川町本郷・丙	48.0
G302A045	長者佐川線	高岡郡佐川町丙	158.0
G302A050	長者佐川線	高岡郡佐川町乙	79.0
G301A005	片岡庄田線	高岡郡佐川町庄田	148.0
G301A010	片岡庄田線	高岡郡佐川町庄田	49.0

2 岩石崩壊

施設管理番号	路線名	所在地	延長 (m)
G302B005	長者佐川線	高岡郡佐川町本郷	79.0

3 地すべり

施設管理番号	路線名	所在地	延長 (m)
G302C005	長者佐川線	高岡郡佐川町古畑	232.0

4 土石流

施設管理番号	路線名	所在地	延長 (m)
G494E055	国道494号	高岡郡佐川町川の内組	5.0
G494E060	国道494号	高岡郡佐川町川の内組	5.0
G494E065	国道494号	高岡郡佐川町川の内組	5.0
G494E070	国道494号	高岡郡佐川町川の内組	5.0
G494E075	国道494号	高岡郡佐川町川の内組	5.0
G298E005	下山越知線	高岡郡佐川町乙	1.2
G299E005	庄田伊野線	高岡郡佐川町ニツ野	12.0
G299E010	庄田伊野線	高岡郡佐川町ニツ野	14.0
G299E015	庄田伊野線	高岡郡佐川町四ツ白	10.5
G302E005	長者佐川線	高岡郡佐川町本郷	2.1
G302E010	長者佐川線	高岡郡佐川町本郷	2.9
G300E005	柳瀬越知線	高岡郡佐川町ニツ野	12.0
G053E005	土佐佐川線	高岡郡佐川町砂止	10.0
G053E010	土佐佐川線	高岡郡佐川町砂止	10.0

5 盛土災害

施設管理番号	路線名	所在地	延長 (m)
G299F005	庄田伊野線	高岡郡佐川町四ツ白	44.0

6 擁壁

施設管理番号	路線名	所在地	延長 (m)
G299G005	庄田伊野線	高岡郡佐川町中野	11.3
G299G010	庄田伊野線	高岡郡佐川町ニツ野	105.5
G299G015	庄田伊野線	高岡郡佐川町四ツ白	77.2
G299G020	庄田伊野線	高岡郡佐川町四ツ白	100.5
G299G025	庄田伊野線	高岡郡佐川町四ツ白	68.1
G299G030	庄田伊野線	高岡郡佐川町四ツ白	50.0
G300G005	柳瀬越知線	高岡郡佐川町四ツ白、ニツ野	50.0
G300G010	柳瀬越知線	高岡郡佐川町ニツ野	28.0
G300G015	柳瀬越知線	高岡郡佐川町黒原	10.1
G300G020	柳瀬越知線	高岡郡佐川町黒原	24.3
G300G025	柳瀬越知線	高岡郡佐川町黒原	40.5
G300G030	柳瀬越知線	高岡郡佐川町黒原	38.0
G297G005	岩目地佐川停庫場線	高岡郡佐川町加茂	8.5
G308G005	本郷斗賀野停車場線	高岡郡佐川町本郷	10.1

7 橋梁基礎の洗掘

施設管理番号	路線名	橋梁名	所在地	橋長(m)
G299H005	庄田伊野線	大井橋	高岡郡佐川町中野	28.8
G300H010	片岡庄田線	宮の原橋	高岡郡佐川町大字黒原	47.4
G302H005	長者佐川線	由留岐橋	高岡郡佐川町柏原	60.2
G308H005	本郷斗賀野停車場	尾川橋	高岡郡佐川町本郷	37.0

資料25 県が定める重要水防区域

沿岸名	河川名	所轄土木事務所名	責任市町村名	危険区域		特に危険な場所及び対策					溢流・決壊等を予想した被害				避難場所
				左岸 右岸	延長 (m)	左岸 右岸	延長 (m)	箇所名	予想される 危険状況	水防 工法	公共 施設	一般 戸数	人口 (人)	耕地 (ha)	
仁淀川	日下川	越知	佐川町	左 右	2,600 2,600	左 右	2,400 2,400	佐川町加茂～ 日高村界	欠壊 溢水	土嚢積	2	200	800	12	町が指示する場所
仁淀川	長竹川	越知	佐川町	左 右	2,450 2,450	左 右	2,000 2,000	佐川町長竹～ 日下川合流点	欠壊 溢水	土嚢積	1	30	120	12	町が指示する場所
仁淀川	柳瀬川	越知	佐川町	左 右	17,200 17,200	左 右	6,100 6,100	佐川町八重栗～ 越知町仁淀川合流点	欠壊 溢水	土嚢積	2	60	240	54	町が指示する場所
仁淀川	中野川	越知	佐川町	左 右	5,000 5,000	左 右	3,450 3,450	佐川町二ツ野～ 柳瀬川合流点	欠壊 溢水	土嚢積	0	15	60	12	町が指示する場所
仁淀川	立野川	越知	佐川町	左 右	3,342 3,342	左 右	3,000 3,000	佐川町上川内ヶ谷～ 柳瀬川合流点	溢水	土嚢積	1	100	300	24	町が指示する場所
仁淀川	春日川	越知	佐川町	左 右	5,970 5,970	左 右	4,500 4,500	佐川町兎田～下山	溢水	土嚢積	5	2000	6000	27	町が指示する場所
仁淀川	古用池川	越知	佐川町	左 右	1,300 1,300	左 右	1,250 1,250	佐川町鉢ヶ森～ 春日川合流点	欠壊 溢水	土嚢積	1	30	120	10	町が指示する場所
仁淀川	斗賀野川	越知	佐川町	左 右	3,600 3,600	左 右	3,000 3,000	佐川町入寺山～ 室原	溢水	土嚢積	2	300	900	60	町が指示する場所
仁淀川	伏尾川	越知	佐川町	左 右	2,108 2,108	左 右	2,108 2,108	佐川町中組～ 斗賀野川合流点	欠壊 溢水	土嚢積	1	60	240	13	町が指示する場所
仁淀川	西山川	越知	佐川町	左 右	2,007 2,007	左 右	2,007 2,007	佐川町西山耕～ 柳瀬川合流点	欠壊	土嚢積	0	20	80	16	町が指示する場所
仁淀川	宇治谷川	越知	佐川町	左 右	700 700	左 右	600 600	佐川町加茂～ 日下川合流点	欠壊 溢水	土嚢積	1	15	50	6	町が指示する場所

仁淀川	寺野川	越知	佐川町	左 右	1,000 1,000	左 右	300 300	佐川町黒原～ 柳瀬川合流点	欠壊 溢水	土囊積	1	10	30	2	町が指示す る場所
仁淀川	山本川	越知	佐川町	左 右	1,680 1,680	左 右	1,200 1,200	佐川町黒原～ 柳瀬川合流点	欠壊 溢水	土囊積	1	10	40	7	町が指示す る場所
仁淀川	隠里川	越知	佐川町	左 右	250 250	左 右	250 250	佐川町永野～ 春日川合流点	欠壊 溢水	土囊積	0	5	15	1	町が指示す る場所
仁淀川	桂川	越知	佐川町	左 右	1,500 1,500	左 右	1,000 1,000	佐川町桂～ 柳瀬川合流点	欠壊 溢水	土囊積	0	10	30	4	町が指示す る場所
仁淀川	角口川	越知	佐川町	左 右	1,500 1,500	左 右	1,000 1,000	佐川町中組～ 伏尾川合流点	欠壊 溢水	土囊積	1	15	40	4	町が指示す る場所
仁淀川	幸田川	越知	佐川町	左 右	1,100 1,100	左 右	300 300	佐川町東組～ 斗賀野川合流点	欠壊 溢水	土囊積	0	5	15	1	町が指示す る場所
仁淀川	安岡川	越知	佐川町	左 右	1,200 1,200	左 右	300 300	佐川町中組～ 斗賀野川合流点	欠壊 溢水	土囊積	0	5	20	1	町が指示す る場所
仁淀川	穴岩川	越知	佐川町	左 右	1,470 1,470	左 右	200 200	佐川町西山耕～ 西山川合流点	欠壊 溢水	土囊積	1	0	0	1	町が指示す る場所
仁淀川	吉広郷川	越知	佐川町	左 右	820 820	左 右	200 200	佐川町西山耕～ 西山川合流点	欠壊 溢水	土囊積	0	2	5	1	町が指示す る場所
仁淀川	斗賀野 西山川	越知	佐川町	左 右	1,000 1,000	左 右	1,000 1,000	佐川町西山組～ 西山川合流点	欠壊 溢水	土囊積	1	5	15	2	町が指示す る場所
仁淀川	古畑川	越知	佐川町	左 右	1,280 1,280	左 右	300 300	佐川町古畑～ 柳瀬川合流点	欠壊 溢水	土囊積	1	10	35	1	町が指示す る場所

資料26 砂防指定地

河川名			指定地 区域延長 (km)	告示年月日番号				備考
				年	月	日	番号	
仁淀川	1	中山川	1.25	S47	1	20	74	23.90
〃	2	柳瀬川	1.50	S9	5	2	252	
〃	3 4	西谷川及び 支川	0.45 0.10	S52	2	16	115	1.21
〃	5	平野川	1.00	S42	3	3	1,282	5.29
〃	6	場所ケ内川	3.00	S42	3	31	1,282	7.00
〃	7 8	寺野川及び 支川	1.20 0.05	S50	4	30	806	5.60
〃	9	原谷川	1.90	S40	1	23	83	1.38
〃	9	原谷川	0.30	S63	11	11	2,199	1.26
〃	10	北谷川及び支川	1.20	S46	9	10	1,514	3.19
〃	10	北谷川	0.31	S53	1	23	51	1.07
〃	12	中野川	0.18	S60	1	28	111	0.54
〃	12	中野川	0.28	S63	2	16	200	0.58
〃	13	桂川	1.60	S42	3	31	1,161	7.95
〃	13	桂川	0.30	S62	3	30	845	0.27
〃	14 15 16	後土居川及び 支川	0.21 0.08	S52	2	16	115	0.96
〃	14 15 16	後土居川及び 同支川		S60	10	28	1,440	
〃	17 18	宮ヶ谷川及び 支川	0.16 0.06	S52	2	16	115	0.74
〃	19	斗賀野西山川	0.30	H4	2	27	439	1.22
〃	20	吉広郷川	0.80	S31	1	24	101	
〃	20	吉広郷川		S59	3	24	701	0.88
〃	21 22	神母ノ木谷川 及び支川	0.195	S57	7	17	1,382	
〃	23 24	西山谷川及び 支川	0.63 0.15	S51	8	21	1,223	8.20
〃	25 26 27 29	山田川、土井川、 新寺川及び 中屋川	1.30 0.20 0.20 1.30	S44	1	16	22	山田川 16.39 新寺川支川を含む 土井川 0.33

河川名			指定地 区域延長 (km)	告示年月日番号				備考
				年	月	日	番号	
仁淀川	25	山田川、土井川、 新寺川及び 中屋川		S55	5	8	953	土井川 2.52 部分解除山田川 1.24
	26							
	27							
	29							
〃	30	本郷谷川	0.34	S51	8	21	11223	6.80
〃	31	堂野々川	1.00	S42	3	31	1,282	3.26
〃	32	小屋ヶ谷川及び 同右支川並びに 同左支川	0.365	H5	1	22	104	1.50
	33							
	34							
〃	35	柴朶生川	0.32	S52	2	16	25	0.78
〃	36	古畑川	1.90	S26	10	13	927	
〃	36	古畑川	0.95	S54	4	20	897	5.58
〃	37	ナガ山谷川		S10	5	30	395	
〃	37	ナガ山谷川	計 1.4	S2	5	9	746	
〃	37	ナガヤマ谷川	0.22	H21	2	18	165	
〃	38	小奥谷川及び 支川	4.70	S50	4	30	806	19.30
	39		0.90					
〃	40	埴生の川	1.00	S43	3	12	292	2.18
〃	41	隠里川	0.135	H15	3	28	296	0.64
〃	42	白水川 (安岡川)	2.00	S47	1	20	74	2.80
〃	42	白水川 (安岡川)	1.90	H8	3	4	347	14.57
〃	43	幸田川	0.231	H12	11	28	2,247	0.55
〃	44	松ノ木谷川	0.25	H9	6	12	1,320	0.97
〃	45	川内ヶ谷東川	0.30	H12	5	16	1,327	0.60
〃	46	川内ヶ谷西川	0.095	H12	11	28	2,247	0.25
桜川	47	桜川	2.60	S29	9	11	1,396	
仁淀川	48	岡崎東谷川及び 同右支川	0.113	H16	12	2	1,496	

資料27 浸水想定区域内・土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設一覧

浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内に位置し、佐川町地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画の作成、避難訓練の実施が義務となりました。計画作成、訓練実施の義務がある施設は、次の施設です。

なお、新たに浸水想定区域や土砂災害警戒区域が指定された場合や区域に変更があった場合は、順次、施設の見直しを行います。

令和2年2月29日現在

1 浸水想定区域に位置する要配慮者利用施設

番号	区分	名称	所在地
1	児童福祉施設	海津見保育園	佐川町加茂 673-1

2 土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設

番号	区分	名称	所在地
1	老人福祉施設	デイサービスセンター どんこ	佐川町丙 4279-1
2	有料老人ホーム	有料老人ホーム どんこ	佐川町丙 4279-1
3	障害福祉サービス事業の用に供する施設	こじゃんとハウス	佐川町加茂 1316-4
4		こじゃんとはたら来家さかわ	佐川町加茂 1209
5	児童福祉施設	花園保育園	佐川町甲 1462-4
6		児童心理治療施設さくらの森学園	佐川町甲 1115-3
7	児童福祉施設・一時預かり事業の用に供する施設	佐川町若草保育園	佐川町乙 1759
8		尾川中央保育園	佐川町本郷耕 2043
9		黒岩中央保育所	佐川町黒原 2262-1
10	児童福祉施設・子育て短期支援事業の用に供する施設	児童養護施設さくら園	佐川町甲 1110-1
11	病院	佐川町立高北国民健康保険病院	佐川町甲 1687
12	診療所	尾川診療所	佐川町本郷耕 1928
13		はやかわ歯科医院	佐川町甲 853-1
14	その他医療関係施設に類する施設	老人保健施設希望	佐川町甲 1687
15	小学校	佐川町立佐川小学校	佐川町乙 2166
16	小学校	佐川町立尾川小学校	佐川町本郷耕 1879
17	中学校	佐川町立尾川中学校	佐川町本郷耕 1883
18	小学校	佐川町立黒岩小学校	佐川町黒原 482
19	中学校	佐川町立黒岩中学校	佐川町黒原 2799

7 様式

様式 1 公用負担権限委任証明書

公 用 負 担 権 限 委 任 証 明 書

受任者
身 分
氏 名

うえの者に佐川町の区域における水防法第 28 条第 1 項の権限行使を委任したことを証明する。

年 月 日

水防管理者 氏 名 ㊟

又は水防団長
消防機関の長

様式 2 公用負担証

公 用 負 担 証

負担者	住 所	氏 名
物件	数量	負担内容
	(使用、収用、処分等)	期間
	年 月 日	
	命令者	氏 名 ㊟

様式3 水防活動実施報告(速報)

水防活動実施報告(速報)

年 月 日

市 町 村 長

土木事務所長

高知県土木部長あて

下記のとおり報告します。

水防管理 団体名 土木事務所名	水防活動 延人員	水防 活動費 (A)	使用(消費)資材費			合計 (A+B)	水防活動 を実施 した日 月 日	備 考
			主要資材	その他 資器材	小計(B)			
	人	円	円	円	円	円	月 日	

注 1 主要資材とは俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石、土砂の17品目である。

2 用紙はA4書きとする。

様式4 水防活動実施調査表

市 町 村
土木事務所

水防活動実施調査表

月 日 台風
豪雨
高潮

水防活動実施状況										
日時	位置	実施工法	出動人員				左記出動人員中他団体からの応援の有無		団体名	延実 人
			水防団員 延実 人	消防団員 延 人	その他 延 人	自衛隊員 延 人	合計 人			
実施箇所河川名	郡 町 村		及 び 処 置	実 施 箇 所 の 原 因				功 労 者 氏 名 又 は 団 体	名 及 び 功 労 の 理 由	
	大 字									
	川									
	海 岸									
所要経費			使用資材数量				水防効果			
県	費		俵	俵	俵	枚	枚	枚	枚	
管理団体費			かます			鉄線		kg		
その他			布袋類			釘		kg		
計			たたみ			かすがい		本		
内	人件費		むしろ			蛇籠		本		
	食料費		なわ			置石		m ³		
	資材費		竹			その他				
	器材費		生木							
	その他		丸太							
	計		くい							

様式5 水防活動実施報告書

水防活動実施報告書

年 月 日

作成責任者 ㊟

出水の概況	警戒水位 川 雨 量 m mm								
水防実施箇所	川 左 右 岸 地先 m								
日 時	自 月 日 時		至 月 日 時						
出 動	水 防 団 員	消 防 団 員	そ の 他	合 計					
人 員	人	人	人	人					
水防作業の概況及び工法	箇所 工 法								
水防の結果	効 果	堤 防	田	畑	家	鉄 道	道 路	人 口	そ の 他
	被 害	m	m ²	m ²	戸	m	m	人	
使 用 資 器 材	かます俵				居住者の 出動状況				
	万年土俵								
	な わ								
	丸 太				水防関係 者の死傷				
	そ の 他								
					雨量水位 の 状 況				
水防活動に関する自己批判									
備 考									

(注) 水防を行った箇所ごとに作成する。

様式6 被災証明書

被災証明願

年 月 日

様

住所

申請者

印

電話番号 () -

年 月 日に発生した「 」により、下記のとおり被災したことを証明願います。

記

- (1) 被災場所 ①申請住所と同じ
- ②申請住所と違う

(2)被災内容 家財 ・ 車 ・ 店舗 ・ 工場 ・ その他()

(3) 必要枚数 枚

委任状

年 月 日

様

上記申請者 _____ に、被災証明書の請求・受領について委任します。

委任者 住所 _____

氏名 _____ 印

被災証明書

上記願い出のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

佐川町地域防災計画
【資料編】

令和4年3月（改定）

編集：佐川町防災会議
発行：佐川町総務課

〒789-1292
高知県高岡郡佐川町甲 1650 番地 2

TEL 0889-22-7700
FAX 0889-22-1119